

議員提出議案第13号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げに係る意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和7年9月19日

芦屋市議会議長 中島 健一 様

提出者 芦屋市議会民生文教常任委員会
委員長 川上 あさえ

提案理由

教職員の定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げを国に対し要望するため。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
文部科学大臣

教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げに係る意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は35人に引き下げられ、中学校では2026年度から引き下げられる方針となっています。今後は高等学校での早期実施を図るとともに、よりきめ細かな教育活動を実現するためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、2020年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において、少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。萩生田元文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性について言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、こどもたちの豊かな学びと育ちを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、こどもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かなこどもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、小中学校においてさらなる少人数学級について検討すること。

- 2 こどもたちの豊かな学びと育ちを保障するため、また、教員の働き方改革・長時間労働の是正を実現するため、教職員定数の増員を推進すること。
- 3 自治体で、国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担率を引き上げること。また、教職員の未配置問題の解消に向け、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会